

南相馬市規則第 号

南相馬市消防団の組織等に関する規則の一部を改正する規則

南相馬市消防団の組織等に関する規則（平成18年南相馬市規則第131号）の一部を次のように改正する。

- (1) 次の表中、改正前の欄の下線又は太枠で表示された部分（以下「改正部分」という。）を、改正後の欄の改正部分に改める。
- (2) 次の表中、改正後の欄にのみ改正部分があるときは、当該改正後の欄の改正部分を加える。
- (3) 次の表中、改正前の欄にのみ改正部分があるときは、当該改正前の欄の改正部分を削る。

改正後			改正前		
(組織) 第2条 【略】 <u>2 本団は、消防団の統括を補佐する事務を所掌させるため、次の部を置く。</u> <u>(1) 庶務部</u> <u>(2) 訓練部</u> <u>(3) ラッパ部</u> <u>(4) ドローン部</u> <u>(5) 予防広報部</u>			(組織) 第2条 【略】		
別表第1（第2条関係） 区団の構成及び区域			別表第1（第2条関係） 区団の構成及び区域		
区 団 名	分団名	区域	区 団 名	分団名	区域
小 高 区 団	第1分団	小高区の全域	小 高 区 団	第1分団	第2分団及び第3分団に属しない区域
	第2分団		区 団	第2分団	飯崎、角間沢、小谷、摩辰、南鳩原、北鳩原、羽倉、大富、金谷、川房、大田和及び小屋木の区域
	第3分団		区 団	第3分団	福岡、女場、村上、泉沢、角部内、下蛭沢・上蛭沢、井田川、浦尻、下浦、上浦、行津、上耳谷、下耳谷及

鹿島区 分団	第1分団	第2分団、第3分団及び第4分団に属しない区域
	第2分団	上寺内、寺内、三里、西川原団地、大谷地、江垂、塩崎、川子、大内、烏崎及び小島田の区域
	第3分団	南屋形、北海老、南海老、北屋形、南柚木、永田及び永渡の区域
	第4分団	上栃窪、栃窪、御山、白坂、角川原、横手、山下、車川、浮田、岡和田、牛河内、小山田、小池及び檜原の区域
原町区 分団	第1分団	第2分団、第3分団、第4分団及び第5分団に属しない区域
	第2分団	小木迫、鶴谷、矢川原、高、上太田、中太田、下太田、片倉、益田及び牛来の区域
	第3分団	萱浜、北原、大甕、雫、小浜、江井、下江井、堤谷及び小沢の区域
	第4分団	上北高平、上高平、下高平、下北高平、泉、北泉及び金沢の区域
	第5分団	馬場、大木戸、牛越、石神、押釜、高倉、大原、大谷、信田沢、深野、長野、北長野及び北新田の区域、雲雀ヶ原

別表第2（第16条関係）

給貸与品

品目	員数	使用期間	給貸与の区分	給貸与該当者
甲種制服	上下 1組	5年	貸与	副分団長以上の消防団員及びラッパ部団員
盛夏略衣	上下 1組	5年	貸与	副分団長以上の消防団員

		び神山の区域
鹿島区 分団	第1分団	第2分団、第3分団及び第4分団に属しない区域
	第2分団	上寺内、寺内、三里、西川原団地、大谷地、江垂、塩崎、川子、大内、烏崎及び小島田の区域
	第3分団	南屋形、北海老、南海老、北屋形、南柚木、永田及び永渡の区域
	第4分団	上栃窪、栃窪、御山、白坂、角川原、横手、山下、車川、浮田、岡和田、牛河内、小山田、小池及び檜原の区域
原町区 分団	第1分団	第2分団、第3分団、第4分団及び第5分団に属しない区域
	第2分団	小木迫、鶴谷、矢川原、高、上太田、中太田、下太田、片倉、益田及び牛来の区域
	第3分団	萱浜、北原、大甕、雫、小浜、江井、下江井、堤谷及び小沢の区域
	第4分団	上北高平、上高平、下高平、下北高平、泉、北泉及び金沢の区域
	第5分団	馬場、大木戸、牛越、石神、押釜、高倉、大原、大谷、信田沢、深野、長野、北長野及び北新田の区域、雲雀ヶ原

別表第2（第16条関係）

給貸与品

品目	員数	使用期間	給貸与の区分	給貸与該当者
甲種制服	上下 1組	5年	貸与	副分団長以上の消防団員及びラッパ部団員
盛夏略衣	上下 1組	5年	貸与	全消防団員（機能別団員を除く。）

階級章	1個	5年	貸与	全消防団員（機能別団員を除く。）
制帽	1個	5年	貸与	副分団長以上の消防団員及びラッパ部団員
盛夏制帽	1個	8年	貸与	副分団長以上の消防団員
アポロキャップ	1個	8年	貸与	全消防団員（機能別団員を除く。）
活動服	上下 1組	5年	貸与	全消防団員（機能別団員を除く。）
ネクタイ	1本	5年	支給	<u>副分団長以上の消防団員</u>
長靴	1足	5年	支給	全消防団員
オレンジ色ベルト	1本	8年	貸与	全消防団員（機能別団員を除く。）
青灰色ベルト	1本	8年	貸与	<u>副分団長以上の消防団員</u>
白色ベルト	1本	8年	貸与	ラッパ部団員
<u>ヘルメット</u>	1個	<u>5年</u>	貸与	全消防団員
<u>防火衣</u>	<u>1式</u>	8年	貸与	<u>各部に必要な数</u>

盛夏略衣（礼式用）	上下 1組	8年	貸与	ラッパ部団員
階級章	1個	5年	貸与	全消防団員（機能別団員を除く。）
制帽	1個	5年	貸与	副分団長以上の消防団員及びラッパ部団員
盛夏制帽	1個	8年	貸与	副分団長以上の消防団員
アポロキャップ	1個	8年	貸与	全消防団員（機能別団員を除く。）
盛夏略帽	1個	8年	貸与	全消防団員（機能別団員を除く。）
活動服	上下 1組	5年	貸与	全消防団員（機能別団員を除く。）
ネクタイ	1本	5年	支給	<u>全消防団員（機能別団員を除く。）</u>
長靴	1足	5年	支給	全消防団員
オレンジ色ベルト	1本	8年	貸与	全消防団員（機能別団員を除く。）
青灰色ベルト	1本	8年	貸与	<u>全消防団員（機能別団員を除く。）</u>
白色ベルト	1本	8年	貸与	ラッパ部団員
<u>タレ付ヘルメット</u>	1個	<u>8年</u>	貸与	全消防団員
<u>現場防火衣</u>	<u>1着</u>	8年	貸与	<u>部長以下の消防団員（機能別団員を除く。）</u>

飾緒	1組	8年	貸与	ラッパ部団員
短靴	1足	8年	貸与	ラッパ部団員
雨具	1着	5年	貸与	全消防団員
法被	1着	5年	貸与	機能別団員
防寒着	1着	5年	貸与	全消防団員（機能別団員を除く。）
Tシャツ	1着	—	支給 （原則として入団時限り）	全消防団員（機能別団員を除く。）

備考 ラッパ部団員の制帽には、白覆を付ける。

名入り防火衣	1着	8年	貸与	副分団長以上の消防団員
飾緒	1組	8年	貸与	ラッパ部団員
短靴	1足	8年	貸与	ラッパ部団員
雨具	1着	5年	貸与	全消防団員
法被	1着	5年	貸与	機能別団員

備考 ラッパ部団員の制帽には、白覆を付ける。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、令和8年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行日の前までに、改正前の南相馬市消防団の組織等に関する規則の規定により貸与を受けている給貸与品は、この規則の規定による改正後の南相馬市消防団の組織等に関する規則（以下「改正後の規則」という。）の規定により貸与されたものとみなし、給貸与品の使用期間については、それぞれ貸与したときから起算する。

（給貸与品の特例）

- 3 この規則の規定による改正後の規則別表第2のTシャツの項の規定にかかわらず、令和8年4月1日に消防団員である者については、Tシャツを支給するものとする。